

第Ⅱ章 俱知安町の地域福祉を取り巻く現状と課題

近年の地域福祉を取り巻く現状と課題は次のとおりです。なお、本計画書を構成する自殺対策計画、成年後見促進計画、困窮者支援計画の各計画に特化した現状と課題については、それぞれの計画において整理します。

1 人口、世帯数の推移と予測等

(1) 人口、世帯数の推移と予測

令和2年（2020年）の国勢調査報告によると、本町の人口は15,137人で、平成27年（2015年）に比べて、119人の増加となりました。これを人口増減率で見ると、平成27年（2015年）には3.53%の減だったところ、今回はプラス0.79%となっており、本町の将来人口の推計について、平成30年（2018年）に国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が示した令和2年（2020年）の人口推計14,277人を現行人口は維持しており、言い換えると860人減を食い止めている形となっています。

令和2年（2020年）の世帯数は、7,609世帯で、平成27年（2015年）に比べて635世帯増加しました。人口の僅かな増加に対して、5倍以上の世帯数が増加しているということは、1世帯当たりの人員が減少傾向にあることを意味します。これを裏付けるように、令和2年（2020年）の1世帯当たり人口は2.0人であり、平成27年（1995年）の2.50人と比べると0.5人の減少となっています。一方、町総合計画における社人研の人口推計では、令和7年（2025年）に13,438人、令和22年（2040年）には10,962人に減少すると推計し、合計特殊出生率や社会移動の状況が改善した場合には、令和7年（2025年）に15,894人、令和22年（2040年）に約1万1千人となり、人口減少が緩和すると予測しています。ただし、いずれのケースでも人口の減少は確実に進行し、人口減少の波は避けられないと見込まれます。

本町の人口、世帯数等の推移

調査年次	人 口			前回調査に対する 増加人口		世帯数	1世帯当 たり人口
	総数	男	女	実数	増加率		
1995年	17,078	8,618	8,460	△952	-5.28%	6,776	2.5
2000年	16,184	8,087	8,097	△894	-5.23%	6,824	2.4
2005年	16,176	8,017	8,159	△8	-0.05%	6,998	2.3
2010年	15,568	7,792	7,776	△608	-3.76%	7,082	2.2
2015年	15,018	7,538	7,480	△550	-3.53%	6,943	2.2
2020年	15,137	7,788	7,349	119	0.79%	7,609	2.0

出典：国勢調査

(2) 年齢構成の推移

平成27年（2015年）の国勢調査報告によると、本町の年齢3区分別人口は、年少人口（0～14歳）が2,125人、生産年齢人口（15～64歳）が9,097人、老年人口（65歳以上）が3,708人となっています。

平成7年（1995年）から平成27年（2015年）まで20年間の国勢調査推移を見ると、年少人口比率は18.1%から14.1%へ、高齢化率は13.9%から24.7%となっており、少子化の進行もさることながら、高齢化の進展ペースが衰えていないことがわかります。

また、平均年齢も46.0歳となり高くなっています。

この傾向は今後も継続することが見込まれており、倶知安町高齢者保健福祉計画〔第8期〕及び後志広域連合介護保険事業計画〔第8期〕によると、令和22年（2040年）度には高齢化率29.3%4,431人となり、その内訳比率は、前期高齢者（65歳～74歳）1,772人と後期高齢者（75歳以上）2,659人が4：6になると推計されています。

特に、前期高齢者が減少傾向となる反面、後期高齢者については、一貫して増加していくことが見込まれています。

ア 本町の年齢別人口、高齢化率、平均年齢の推移

調査年次	年齢別（3区分）人口					年少人口 比率	高齢化率	平均年齢 （歳）
	総 数	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	不詳			
1995 年	17,078	3,089	11,608	2,381	0	18.1%	13.9%	—
2000 年	16,184	2,421	11,038	2,725	0	15.0%	16.8%	
2005 年	16,176	2,226	10,760	3,190	0	13.8%	19.7%	
2010 年	15,568	2,181	10,045	3,342	0	14.0%	21.5%	44.4
2015 年	15,018	2,125	9,097	3,708	88	14.1%	24.7%	46.0
2020 年	15,278	1,966	9,553	3,759	0	12.9%	24.6%	—

出典：社会生活統計指標（2021 年は 1 月 1 日住民基本台帳）

イ 本町の年齢 3 区分人口の現況と将来推計

	現況 平成30年 4 月	令和 7 年度	令和12年度
年少人口（0歳～14歳）	1,991 (12.5%)	1,829 (13.6%)	1,622 (12.8%)
生産年齢人口（15歳～64歳）	10,172 (63.9%)	7,853 (58.2%)	7,323 (57.8%)
高齢人口（65歳以上）	3,753 (23.6%)	3,801 (28.2%)	3,718 (29.4%)
総人口	15,916 (100%)	13,483 (100%)	12,663 (100%)

出典：現況は住民基本台帳 4 月 1 日、推計は倶知安人口ビジョン

（３）出生数等の推移

令和元年（2019年）における本町の出生数は114人で、平成30年（2018年）に比べて18人の減少となりました。本町の出生数は年によりばらつきがあるものの、平成25年（2013年）の出生数155人以降は減少傾向がみられます。

一方、令和元年（2019年）の人口千人対出生率（人口1,000人当たりの出生率）は7.5で、道の5.9、全国の6.8を大きく上回っています。

本町の出生数、出生率の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和 2 年
出生数	143	118	124	132	114	139
出生率（人口千人対）	9.3	7.7	8.1	8.6	7.5	9.1
死産数	2	3	0	0	—	—

出生率 (千人対)	北海道	6.8	—	—	—	5.9	—
	全国	7.9	—	—	—	6.8	—

出典：倶知安の統計 2020 年版、国勢調査

(4) 死亡数、死亡率等の推移

令和元年（2019年）における本町の死亡者数は、125人で、平成30年（2018年）に比べて33人減少しました。死亡者数も年によりばらつきがあります。

一方、人口千対死亡率（人口1,000人当たりの死亡率）は8.3で、道の12.6、全国の11.2を大きく下回っています。

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
死亡数		131	157	168	158	125	122
死亡率 (人口千人対)	倶知安町	8.6	10.3	10.9	10.3	8.3	8.0
	北海道	11.3	11.6	11.8	12.2	12.6	12.6
	全国	10.3	10.5	10.8	11.0	11.2	11.1
死因 (全国)	第1位	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
	第2位	心疾患	心疾患	心疾患	心疾患	心疾患	心疾患
	第3位	肺炎	肺炎	脳血管疾患	老衰	老衰	老衰

出典：倶知安の統計 2020 年版

(5) 人口動態

本町の自然動態は、平成27年（2015年）の12人増加はあったが、その後、令和元年（2019年）まで減少傾向が続いている。一方、社会動態は、平成27年（2015年）の163人増加はあったが、その後ばらつきはあるものの減少傾向となっており、総体的には急激ではないが、人口減少となっている。

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
自然動態	出生	143	118	124	132	114	139
	死亡	131	157	168	158	125	122
	増減	12	△39	△44	△26	△11	17
社会動態	転入	2,068	2,507	2,666	2,956	3,482	1,343
	転出	1,905	2,617	2,630	2,844	3,803	2,059
	増減	163	△110	36	112	△321	△716
総人口		15,299	15,300	15,343	15,323	15,110	14,826

出典：倶知安の統計 2020 年版、町住民環境課成果説明書

(6) 高齢者の状況

高齢者については、高齢化の進展ペースが衰えてはいないが、要介護・要支援認定者は増減差が少ない傾向にあります。また、一方では配偶者との死別などによるひとり暮らし高齢者も増加しており、令和2年（2020年）の高齢者のひとり暮らし世帯数は1,214世帯となっており、高齢者世帯全体の41%もの割合になっています。

社人研の将来人口推計によると、本町の令和22年（2040年）には、高齢化率は34%となり、今後も高齢ひとり暮らし世帯は増加になると見込まれています。

高齢者を中心とした地域団体である老人クラブは、近年、クラブ数、会員数共に減少しています。とりわけ会員数については、毎年概ね40～80人程度の減少が続いてい

る状況です。他方で高齢になっても就業している人もおり、平成27年（2015年）の国勢調査によると、65歳以上の21.5%、75歳以上の9.4%が就業しています。

ア 65歳以上の方がいる世帯と構成割合(単身・夫婦世帯)の状況

		平成17年	平成22年	平成27年	平成30年	令和元年	令和2年
俱知安町 (世帯)	単身世帯(割合)	554 (24.1%)	664 (26.5%)	739 (25.8%)	1,184 (40.3%)	1,198 (40.2%)	1,214 (41.0%)
	夫婦世帯(割合)	688 (29.9%)	702 (28.1%)	790 (27.6%)	819 (27.9%)	800 (26.9%)	769 (25.7%)
	65歳以上の世帯員のいる世帯(割合)	1,056 (45.9%)	1,136 (45.4%)	1,334 (46.6%)	935 (31.8%)	981 (32.9%)	1,008 (33.3%)
	65歳以上の方がいる世帯数 (全世帯に占める割合)	2,298 (32.6%)	2,502 (35.2%)	2,863 (41.0%)	2,938 (36.3%)	2,979 (34.6%)	2,991 (37.6%)
北海道 (世帯)	単身世帯(割合)	212,086 (16.7%)	261,553 (18.2%)	319,408 (19.4%)	—	—	—
	夫婦世帯(割合)	263,946 (20.8%)	292,775 (31.1%)	327,509 (19.9%)	—	—	—
	65歳以上の世帯員のいる世帯(割合)	793,637 (27.5%)	884,711 (41.8%)	999,133 (60.7%)	—	—	—
	65歳以上の方がいる世帯数 (全世帯に占める割合)	1269,669 (53.3%)	1439,039 (59.4%)	1646,050 (67.3%)	—	—	—

出典：H17～H27 国勢調査、H30～R2 町福祉医療課

イ 要介護(要支援)認定者数及び認定率の推移

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
俱知安町 (人)	第1号被保険者	712	725	732	763	736	716
	65～74歳	93	92	95	92	93	93
	75歳以上	619	633	637	671	643	623
	認定率(%)	19.1	19.4	19.4	20.2	19.6	19.0
	第2号被保険者	16	16	19	21	21	19
	総数	728	741	751	784	757	735
後志広域連合 (人)	第1号被保険者	3,794	3,856	3,851	3,897	3,858	3,825
	65～74歳	375	351	349	342	345	327
	75歳以上	3,419	3,505	3,502	3,555	3,513	3,498
	認定率(%)	20.4	20.5	20.5	20.9	20.8	20.7
	第2号被保険者	63	64	61	62	57	56
	総数	3,857	3,920	3,912	3,959	3,915	3,881

◆認定率は、第1号被保険者数を認定者数で除した数値です。

出典：後志広域連合

ウ 単位老人クラブの組織数と会員数

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
組 織 数		14	13	13	13	13	12
	会員数	1,038	992	954	897	862	786
加入率		28.06%	26.54%	25.28%	23.78%	22.90%	20.91%
65歳以上の人口		3,699	3,738	3,773	3,773	3,764	3,759

出典：老人クラブ連合会総会資料

（７）生活困窮者の状況

生活保護の世帯数、保護率は年々下がってきていますが、一方で、コロナ禍による就業者の生活困難さが顕著になっています。

ア 本町の生活保護受給者数

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
被保護者	世帯数	236	226	209	197	195
	人数	300	283	251	237	234
生活保護利用	相談件数	正確な数値不明				
保護率(パーミル)	対人数	19.6‰	18.4‰	16.4‰	15.7‰	15.3‰

出典：後志総合振興局

イ 生活保護受給者の年代別構成

(単位：人 令和3年9月現在)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代
男	3	5	2	9	19	19	24	14	3
女	0	1	3	8	18	24	35	25	11
計	3	6	5	17	37	43	59	39	14

出典：後志総合振興局

ウ コロナ禍における生計維持困難者の貸付・相談状況

◆令和2年3月から令和3年5月末までの本町及び全道の状況

貸付年度	種別		件数	貸付額	延滞利子	合計
令和2年度	本町	相談件数	726件	－	－	－
		緊急小口資金	125件	21,300,000円	無利子	21,300,000円
		総合支援資金	53件	22,350,000円	無利子	22,350,000円
		合 計	806件	43,650,000円	－	43,650,000円
	全道	緊急小口資金	約47,000件	約8.6億円	－	－
		総合支援資金	約47,000件	約2.30億円	－	－
		合 計	約94,000件	約3.16億円	－	－

出典：町社協資料

（８）障がい者（障害者手帳、療育手帳）の状況

本町における障がい者（障害者手帳等の交付者）数及び、精神障がい（保健福祉手帳等の交付者）数については、令和2年（2020年）度で590人及び112人となっており、近年では要介護状態の高齢者が身体障害者手帳を取得するケースも多く、障がいの重複や重度化も見られ、交付数は減っていませんが、転出や病死などにより微減傾向にあります。

また、療育手帳所持者は、就学前審査などにより年少者数が増加しています。とりわけ、近年ではさまざまな医療的ケアを必要とする人が増加しており、地域における支援体制の整備が求められています。一方で、近年になって注目されるようになった発達障がい（※1）や高次脳機能障がい（※2）、難病の人などは障がいの認定基準などに合致しないことも多く、障がい者と認定されない障がいのある人も相当数いると考えられます。

障害者基本法では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するという理念の下、各種の施策が展開されています。

こうした、障がいの有無にかかわらず共生する社会の実現を目指し、障がい者の社会参加や就労支援については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく各種の福祉サービスを活用した社会参加機会の確保や就労支援などが実施されています。

なかでも障がい者の就労促進に関しては、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）に基づいて取り組みが進められていることを踏まえ、就労相談を通じた一般就労に向けた支援などが進められています。

これに加えて、町内には、障がい当事者や賛助会員などで組織する身体障害者福祉協会（障害者手帳所持者等45名の会員）や親の会があり、相互の交流や支援などの活動をしています。

※1：発達障がいとは、自閉症やアスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がいや学習障がいなどに類する脳機能障がいのうち、通常は症状が低年齢のうちに発現するものを総称したものです。発達の遅れや質的な歪み、能力獲得の困難さなどが生じるなどの特徴があるとされています。

※2：高次脳機能障がいとは、病気や事故、怪我などにより記憶保持の障がい、注意障がい、物事を計画どおりに進める能力の障がい、社会的な行動をとることの困難さなどにより、日常生活や社会生活に制約がある状態を指します。

ア 障がい者数（障害者手帳、療育手帳、保健福祉手帳）の状況		（単位：人）					
区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
障害者手帳 所持者	1～2 級	313	306	306	285	270	265
	3～6 級	358	341	337	334	322	325
	総 数	671	647	643	619	592	590
療育手帳 所持者	重 度	43	43	44	44	41	42
	軽 度	76	68	74	81	83	90
	総 数	119	111	118	125	124	132
精神障害者保健福祉手帳所持者		124	114	106	115	110	112

出典：第6期障がい者福祉計画、第2期障がい児福祉計画

イ 自立支援医療受給者証の交付状況

自立支援医療とは、精神障がい及び当該精神障がいの治療に関連して生じた病態や当該精神障がいの症状に起因して生じた病態に対して入院しないで行われる医療が対象となります。

（単位：人）						
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
自立支援医療受 給者（※3）	192	198	189	191	195	195

※3：自立支援医療制度とは、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

ウ 主な障がい福祉サービスの利用者数の状況

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
訪問系（※4）	利用者数	17	20	16	18	19	16
日中活動系（※5）	利用者数	118	116	111	126	130	119
居住系（※6）	利用者数	33	36	39	47	51	52
相談支援（※7）	利用者数	179	180	238	231	249	200
地域活動支援センター 利用者数（※8）		60	53	45	42	45	47

出典：第6期障がい者福祉計画、第2期障がい児福祉計画

- ※4：訪問系とは、主に重度障がい者を対象として、ヘルパー等の支援員が居宅介護、訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援を行うサービスのことです。
- ※5：日中活動系とは、主に中重度障がい者を対象として、支援員による食事や排せつ、入浴などの支援及び自立訓練、就労支援などの一般就労を希望する人の職業能力の獲得など提供するサービスのことです。
- ※6：居住系とは、障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らし移行を希望する人に対して、定期訪問したり、共同生活者に対しての相談、生活援助等行うサービスです。
- ※7：相談支援とは、各サービスの利用経計画を作成するとともに、利用状況の検証、見直しや、住居確保や緊急時事態等の緊急支援を行うものです。
- ※8：地域活動支援センターとは、市町村ごとの地域特性に応じて創作的活動や生産活動機会の提供、社会との交流機会などを提供する日中活動サービスです。

（9）子育て支援の状況

前述（3）のとおり、本町の人口千人対出生率は全国及び北海道の平均を上回る状況にあります。その一端に「第2期倶知安町子どもプラン」のアンケート調査による「子育て環境の満足度」は、就学前児童及び小学生児童の保護者の72～73%余りの方が大変満足又はおおむね満足していると回答しています。

しかしながら、本町においても出生率は毎年減少しており、若い女性の人口が減少しているという人口構造上の問題や、未婚率の上昇、晩婚化等が影響していると思われます。また、核家族化の進展などを背景として、「産後うつ」に象徴される出産・育児の不安や孤立なども指摘されています。

安心して子どもを産み育てられる環境づくりのためには、子どもの成長や子育てを地域全体で支えることが重要です。地域住民による見守りや子育てサロン、学習支援などの取り組みに加え、妊娠・出産・育児の切れ目のない公的支援を重層的に展開することで、若者の「子どもを産み、育てたい」という希望が叶えられる社会を構築することが求められます。

こうした状況を踏まえ、本町においては子どもの年齢や世帯の状況などに応じ、次の方向性に沿って子育て支援施策を推進しています。

- 乳幼児を持つ家庭への訪問、相談事業など、妊娠・出産・育児期における不安の軽減を図り、切れ目のない支援を提供する。
- 安心して子育てができるようにするため、保護者の仕事と育児の両立を支援するとともに、経済的な負担感の軽減を図る。

- 地域、保育所等において、育児支援や相談しやすい環境などを整え、子どもの成長につながる機会・体制を充実する。

具体的には、保育所や認定こども園（※9）、放課後児童クラブ（学童保育）の計画的設置や子育て支援センターの運営に取り組んでいますが、今後、一時預かり（冠婚葬祭、学校行事、親や子どもの通院などの急用時）やファミリーサポートセンター（育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、相互援助を行う有償ボランティア会員組織）の運営などにも取り組む必要性があります。

また、平成30年（2018年）から妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない支援を目的に地域子育て支援センターを「くっちゃん保育所ぬくぬく」内に移転・併設し、保健師や保育士などの専門職員が配置され、相談や情報提供、支援につなぐための窓口となっています。

※9：認定こども園とは、教育・保育を一体的行う施設のことで、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設とされます。本町では、主に幼稚園に保育機能を付加したもの3か所あります。

本町の主な子育て支援施策の設置数及び定員

		平成30年4月	令和元年4月	令和2年4月
保育所・認定こども園	施設数	4	4	4
	定員数	610	610	610
	入所児童数	590	564	518
子育て支援センター （遊びの広場）	区分数	3	3	3
	延べ参加数	907	666	293
放課後児童クラブ	クラブ数	4	4	4
	対象児童数	811	812	809
	在籍児童数	208	211	199
母親クラブ	クラブ数	0	0	0
児童館（南・北） 北児童館は児童クラブ含む	施設数	2	2	2
	延べ利用数	7,253	8,835	6,281
児童発達支援事業 （山ろく7カ町村総数）	施設数	1	1	1
	実人数	60(116)	58(110)	57(107)
	延べ利用数	2,097	2,051	1,867

出典：第2期子どもプラン、町こども未来課

2 地域の状況と地域福祉を支える団体等

（1）町内会（自治会）

地域福祉を推進する団体として、住民に一番身近な町内会があります。町内には67の町内会・自治会（以下「町内会」という。）がありますが、そのうち50戸以下の戸数の町内会は、50%を占めています。一定の町内会機能を果たしていくためには、世代間バランスを整えていく必要があります。

町内会の組織数と戸数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
組 織 数	67	67	67	67	67	67
会員戸数	5,248	5,208	5,194	5,168	5,116	5,081
加入率	68.41%	66.44%	65.03%	64.00%	63.36%	61.00%
全世帯数	7,671	7,838	7,986	8,074	8,074	8,329
30戸以下の町内会数	14	14	14	15	15	15
31～50戸以下町内会数	19	20	20	18	19	18
51～100戸以下町内会数	23	22	22	24	23	24
101戸以上の町内会数	11	11	11	10	10	10

出典：町内会連合会総会資料

（２）民生委員・児童委員

民生委員制度は100年を超える歴史を持つ、地域福祉の要となる制度です。民生委員・児童委員は、ひとり暮らし高齢者への訪問や子育てに関する相談に加え、災害時には要支援者への情報提供や安否確認など、地域におけるさまざまな悩みなどに寄り添い、必要に応じて行政機関等と連携して地域生活課題の解決に当たっています。また、主任児童委員は、児童虐待などの子どもに関する専門的な問題に対して、学校や児童相談所と連携し、地域において子どもや子育て家庭の見守りなどを行っています。

本町の民生委員・児童委員の定数は、52人で、現在22地区が未選任となっております。

高齢化率が高い地区ほど民生委員の役割は重要です。現在、厚生労働大臣から委嘱された33人の民生委員・児童委員（うち、主任児童委員は3人）が、民児協を組織して、各地域において福祉活動を行っています。

民生委員・児童委員の委員数、相談件数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
行 政 区 数 (民生委員定数)	47	47	44	43	30	33
民生委員数	44	44	41	40	27	30
主任児童委員数	3	3	3	3	3	3
相 談 件 数	930	504	1,029	956	192	226

出典：町福祉医療課

（３）ボランティア、住民活動団体

本町におけるボランティア活動はさまざまな分野で行われ、福祉分野以外でも教育・文化・交通・環境等広範な活動が行われています。福祉分野においても高齢者・障がい者・子育て中の人・外国籍の人など、多岐に渡る活動が展開されています。町社協ボランティアセンターには、団体と個人のボランティアが登録し活動しています。

住民活動は、「参加者の自発性」、「組織の自立性・継続性」、「非営利」、「非政治的・非宗教的」、「柔軟性」、「きめの細かさ」、「先駆的」といった特性を有します。本町の住民活動も、その目的や内容はさまざまですが、これらの特性を備え、「福祉・支えあ

い」、「教育・子育て・青少年」をはじめとした、あらゆる分野での参加型活動を展開しています。

ボランティアセンター

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
組 織 数	14	14	14	16	16	16
会員数	374	370	367	362	358	352

出典：町社協

（４）地域コミュニティ、サロン活動

本町では、地域コミュニティが 10 団体で組織されており、その活動拠点となる地域会館が公設 7 か所、民設 2 か所で整備されていますが、残り 1 団体はコミュニティとしての組織形成はされていますが、数十年経た今も地域会館の整備には至っていません。

また、高齢者、障がい者、子育て中の親など、地域に住む人々が気軽に集まり、仲間づくりの輪を広げようとふれあいサロン事業が 7 団体で組織されています。活動拠点の内訳としては、それぞれの地域会館が 4 団体、公民館や長寿会館が 2 団体、個人宅が 1 団体となっています。

ア コミュニティ運動推進協議会

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
組 織 数	10	10	10	10	10	10
構成町内会数	30	30	31	31	31	31
構成外町内会数	37	37	36	36	36	36

出典：町社協

イ ふれあいサロン活動

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
組 織 数	7	7	8	8	7	7
町内会	3	3	4	4	4	4
老人クラブ	1	1	1	1	0	0
コミュニティ	2	2	2	2	2	2
その他	1	1	1	1	1	1

出典：町社協

（５）高齢者、障がい者及び子どもへの支援

要介護・要支援者の増加と平成10年（1998年）に施行された運転免許証自主返納制度の浸透に伴い、外出に支援が必要な高齢者が増加しており、障がいがあることで運転が困難な人とあわせて外出機会の確保が求められています。

第 8 期俱知安町高齢者保健福祉計画の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、外出時の移動手段（複数回答）では、徒歩と自動車（自分で運転）が51.5%、54.5%、自転車と自動車（人に乗せてもらう。）が26.7%、25.0%、タクシーが15.0%、路線バ

ス6.3%となっています。第3次障がい者計画のアンケート調査において、外出時の付き添いや送迎を望む人が25.0%となっています。

こうした状況下において、高齢者や障がい者の外出機会を確保するため、国の定める研修課程を修了したドライバーにより運行し、概ねタクシーの半額で利用できる福祉有償運送制度(※10)があります。本町では町社協が現在実施しています。

また、町内会や町社協は、高齢者や障がい者のひとり暮らし世帯への安否確認を行う給食配食サービスや冬季間の除雪活動等も行っており、多くのボランティアの方が関わっています。

子どもたちの支援に関しては、放課後児童クラブを町で、児童デイサービスなどをNPO法人で行っています。また、令和2年(2020年)からのコロナ禍の影響による冷凍食材の寄贈を受けて、生活福祉資金の貸付世帯等に配布させていただき、令和3年(2021年)には、倶知安仏教会でロス食材の配布も行っています。

子ども食堂(※11)については、数年前に建設関係者の開設がありましたが、現在のところ行っていません。

※10: 福祉有償運送制度とは、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスです。

※11: 子ども食堂とは、明確な定義がされているものではありませんが、一般的には地域住民や地域活動団体などが中心となって、無料または低額な料金で子どもたちをはじめとする地域住民へ食事を提供する場のことです。

ア 給食ボランティアの配食及び安否見回り

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
給食配食世帯数	44	51	45	54	65	69
人 員 数	47	56	49	58	72	77
週2回の延べ配食数	3,268	3,041	3,104	3,274	3,049	3,264
65歳以上世帯数	46	55	45	54	71	76

出典：町社協

イ 町内会の除雪ボランティア

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
組 織 数	2	2	2	2	2	2
ボランティア員数	47	50	47	47	46	45
活動延延べ日数	10	10	10	10	10	10

出典：町社協

ウ 福祉有償運送事業

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
訪問介護等総延べ回数	2,415	2,311	2,153	1,954	2,255	1,900
うち町外	8	4	4	3	6	38

出典：町社協

(6) 高齢者、障がい者の住まい

高齢者向けの施設や住宅の種類は、大まかに施設系（特養、老健、軽費、生活支援ハウス）と住宅系に分けることができます（あんしん住まいサッポロによる区分）。

ここでは、施設系は省略して、住宅系について種類を示します。

令和3年（2021年）8月末時点での全国のサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）は、7,941棟で269,200戸数（提供：高齢者住宅協会）となっており、1棟当たりの平均戸数は34戸、事業運営の主体は株式会社63.0%（5,016棟）、医療法人12.1%（966棟）、有限会社9.2%（736棟）、社会福祉法人8.6%（682棟）ほかとなっています。

また、北海道のサ高住の状況は、本年8月末時点で513棟 21,530戸数となっており、札幌市が全体の60.1%の261棟 12,941戸数、次に函館41棟 1,394戸数、旭川22棟 871戸数と続いています。

後志管内のサ高住は、小樽市が11棟 458戸数、余市町3棟、黒松内町1棟と合わせて15棟 552戸数があります。道内の平均1棟当たりの平均戸数は42戸と全国より8戸多くなっている状況です。

一方、本町の高齢者住宅施策として、公営住宅（望羊団地、ひまわり団地、北7団地）内に高齢者世帯の部屋を設けています。現在の需要は高く、1室空くごとに20～30倍の応募があります。

種 別	対 象	一人当料 金	住まいの棟数		
			本町 (戸数)	全道 (戸数)	全国 (戸数)
サービス付き高齢者向け住宅 (サ高住) ※12	おおむね60歳以上 自立～要介護者	約9～35万	0	513	7,941
			0	21,530	269,200
住宅型有料老人ホーム ※13	同上	約9～30万	0	－	－
介護付き有料老人ホーム ※13	同上	約10～30 万	0	－	－
シニア向け賃貸住宅 ※14	同上	約8～17万	0	－	－
グループホーム ※15	認知症の診断を有する要介護認定者（要支援2以上）、障害者のためのホームもある	約12～15 万	認知 3 障がい 7	－	－

（出典：高齢者住宅協会）

※12: サ高住とは、高齢者住まい法に基づき国が創設したバリアフリーの賃貸住宅（安否確認と生活相談が義務）

※13: 住宅型（介護付き）有料老人ホームとは、高齢者を入居させ、かつ入浴、食事、洗濯等のサービスを提供する住宅

※14: シニア向け賃貸住宅とは、上記の※12、※13 以外の民間の高齢者向け住宅を総称（高齢者下宿、シニアマンション等）

※15: グループホームとは、認知症、障がい認定を受けた人が介護のケア受けながら共同生活する施設